

令和8年度加害個体捕獲技術の実証・普及業務仕様書

1 業務目的

広島県（以下「甲」という。）は有害捕獲活動において、今年度から2年間、ICT機器を活用して、省力的かつ効果的に、農作物を加害するイノシシやシカを捕獲する技術（以下「加害個体捕獲技術」という。）を実証し、得られた知見をもとに、捕獲以外の対策との連動の有効性や、実効性のある捕獲体制のあり方も含めて実施手順書に整理し、県内市町が行う有害捕獲活動への普及を通じて被害額の低減に寄与することとしている。

本委託業務は、モデル地区を選定して加害個体捕獲技術の実証を行い、その技術の普及を図る。

2 業務内容

受注者（以下、「乙」という。）は、甲の指示に従い、「3 有害捕獲に係る課題解決に向けた取組」を理解した上で、次の業務を行うこと。

(1) 加害個体捕獲技術の実証

甲は県内市町での有害捕獲活動において、市町から任命等され駆除活動を行う捕獲従事者からの感覚的・曖昧な報告や「経験則」に寄らず、客観的な「事実」に基づき、加害個体を確実に捕獲することによって被害の低減につながる市町が作成する捕獲計画（以下「市町捕獲計画」という。）の立案及び点検・評価（以下「市町捕獲計画の運用」という。）等が実施されている状態を目指す姿としている。その実現に向けて乙は、省力的かつ効果的な加害個体捕獲の実施体制と技術を実証するために、ICT機器から取得した可視情報による事実に基づく対策をモデル地区において実践する。なお、甲は蓄積したデータを分析することで他地域への横展開を想定しているため、乙はコスト面や技術内容において他地域の有害捕獲活動への移転が実現可能かどうか留意すること。

① 実施体制の整備・監理

本業務の円滑な実施に必要な体制を整備する。また、監督者の指示が活動へ反映されているかチェックするための監理のあり方も含む。

② 捕獲計画の作成に必要な現状把握

4の(2)で設定するモデル地区において、カメラの設置やドローンの使用により有害個体の発生場所等のデータを収集する。収集したデータや被害発生場所等の情報をGISへ集約・可視化し、その情報を基に乙が実施する捕獲計画を定める。

③ 加害個体の捕獲の実施

②で策定した捕獲計画に基づき、安全かつ省力的な捕獲手法によって、認定捕獲事業者が加害個体を捕獲すること。なお、乙が認定捕獲事業者の場合は、事前に県知事から個体数調整の捕獲許可を得ること、又は乙が当該業務を依頼する認定捕獲事業者が県知事から個体数調整の捕獲許可を得ること。

④ 捕獲効果の検証

捕獲による効果を捕獲位置情報やその後の被害・目撃情報の変化で確認する。

(2) 実証する技術の普及

(1)の取組により実証する加害個体捕獲技術について、市町が市町捕獲計画を円滑に運用するための実施手順書を作成し、これを活用等によって普及を図る。

ただし、1年度目は実施手順書（案）の作成とし、2年度目の実証を通じて完成させる。

また、手順書には加害個体捕獲技術の標準的な仕様やコストについても記載すること。

なお、本事業の契約は令和8年度に限るものであり、次年度以降における同事業の受注者となる資格を保証するものではない。

(3) 実証及び普及成果の取りまとめ

(1) 及び(2)の取組について、実証結果や普及状況について、次年度の取組に向けて、成果や改善内容等を取りまとめる。

(4) その他業務目的の達成に必要な業務

乙は、(1)～(3)の業務の他、1 業務目的に掲げる、加害個体捕獲技術の実証と普及に資する業務を行う。

(5) 留意事項

実証及び普及に必要な機材等(以下「機材等」という。)については、乙が購入またはリースにより調達すること。

ただし、ドローンについては、リースまたは再委託により調達し、購入は認めない。

また、汎用性の高いパソコンやタブレット等は経費に含めないこととしている。

3 有害捕獲活動に係る課題解決に向けた取組

全国的に有害捕獲の効果の発揮が課題で、県内においてもイノシシやシカの捕獲頭数は増加傾向にあるが、農作物被害額は横ばいで推移している状況にある。今後、捕獲従事者の減少と高齢化の進行によって捕獲体制の維持が懸念される中で、甲は、有害捕獲の実施主体である市町が確実に加害個体を捕獲するために、出没・被害情報や捕獲以外の対策の実施状況などから適切に捕獲場所等を選定して円滑に実施することを支援する観点から、「有害捕獲ガイドライン(令和8年3月)」を策定し、有害捕獲に係る課題の解決に向けて市町等と連携して取組を進めている。

(1) 捕獲体制の確保

安全かつ効果的な捕獲技術によって、有害捕獲活動が計画的に実施できる体制を整備する。

(2) 捕獲による被害低減

捕獲従事者の経験や都合に任せることなく、市町が出没・被害情報を分析し、的確な指示による加害獣の捕獲を実施する。

(3) 捕獲個体の円滑処理

市町や捕獲従事者の負担となっている、捕獲個体の主な処理方法となっている焼却や現地での埋設作業の負担軽減を図るためのジビエ利用の取組を支援する。

4 実施する市町及び地区

(1) 実施する市町

1年目は山県郡北広島町を想定している。

(2) 実施するモデル地区

乙は、甲及び関係市町と協議の上、(1)において選定した地域の中に、モデル地区を設定する。

(3) 普及する市町等

乙は、本事業で実証した結果を踏まえて作成する実施手順書を活用して、「市町捕獲計画」を策定している市町を対象に普及する。

実施手順書については、2年目のモデル地区での実施に試用を経て作成することとする。

また、甲が研修会や担当者会議等で実施手順書を活用して、実証した技術を紹介す

ることとする。

5 業務実施期間

契約の日から令和9年3月31日まで。

6 協議及び提出物

(1) 協議

- ① 乙は、業務の進捗確認及びより効果的な遂行を実現するため、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、甲と連携・調整を図ること。
- ② 乙は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに甲と協議・調整を行うこと。
- ③ 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

(2) 報告書及び成果物

以下の報告書等について、電子データで提出すること。

なお、本委託業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

① 業務報告書

次の項目について記述・説明した報告書を作成

- ・ 2の(1)から(5)の活動(2の(1)の③を除く)については様式第1号、2の(1)の③については様式第2号1、様式第2号2及び様式第3号
(契約日に属する月から令和9年3月まで毎月、翌月10日までに提出するものとする。ただし、令和9年3月分については、業務報告書とあわせて提出する。)
- ・ 課題と成果
- ・ 今後の取組の方向

② 成果物

- ・ 2の(4)において作成される実証技術の普及用資料
- ・ 2の(5)において作成される実証及び普及成果の取りまとめ

7 その他

業務の実施にあたっては、『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容(令和5年12月27日食料安定供給・農林水産基盤強化本部決定)において示された環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針(令和4年農林水産省告示第1412号)第二の2の③の「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施すること。

業務で乙が購入する機材は甲の財産として、業務実施中は甲が乙に貸与するものとし、業務完了後は原則甲に返還すること。

その他、関係する法令等を遵守すること。